

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和5年
10月20日
(金曜日)

目次

- 告示
 - 瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一
 - 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出 (厚政課) 三
 - 生活保護法の規定に基づく医療機関の指定 (厚政課) 三
 - 生活保護法の規定に基づく施術機関の指定 (厚政課) 三
 - 家畜伝染病予防法第五十二条の規定による報告 (畜産振興課) 三
 - 道路の区域の変更 (道路整備課) 四
 - 道路の位置の指定 (建築指導課) 四
- 公告
 - 国土調査の成果の認証 (政策企画課) 四
 - 山口都市計画道路の変更の案の縦覧 (都市計画課) 四
 - 防府都市計画道路の変更の案の縦覧 (都市計画課) 五
- 公安委公告
 - 契約の締結 五

山口県告示第二百九十三号



瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和五年十月二十日から同年十一月十日までの

間、山口県環境生活部環境政策課及び美祢市市民福祉部生活環境課において公衆の縦覧に供する。

令和五年十月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 山口弘幸
- 住 所 美祢市美東町真名一〇七一番地
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 天宿の杜桂月
所在地 美祢市美東町真名一〇七一番地
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造		使 用 の 方 法	
	能 力 (㎡)	工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日
六六の三一 八	〇・六七五	令和五、 一一、一三	令和五、 一一、一三	令和五、 一一、一三
〇・六五二五	〇・六三	〇・五八五	〇・六三	〇・五八五
〇・六五二五	〇・六三	〇・五八五	〇・六三	〇・五八五

備考 「六六の三一八」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第六十六号の三の旅館業の用に供する入浴施設をいう。

(一) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚水等の汚染状態の値		化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質量 (mg/l)	窒素の値	リンの値	汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	通常	最大					
六六の三一八	七	五・八	七	二七	三三	四	一・二
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	三・五
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一・二
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一・七五

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 汚水等の処理施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

合併処理浄化槽	種類	構造	能力 (m ³ /日)	処理の方式	使用時間間隔	一日当たりの使用時間	季節的変動の要	工事着手予定 年月日	工事完成予定 年月日	使用開始予定 年月日

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

合併処理浄化槽	種類	項目	汚水等の汚染状態の値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)
			処理前	処理後	
〃	七	水素イオン濃度 (水素指数)	八・六	五・八	一三・五
〃	〃	化学的酸素要求量 (mg/l)	四〇	一五〇	二七・五
〃	〃	浮遊物質量 (mg/l)	七〇	二五〇	
〃	〃	動植物油脂類 (mg/l)	五	二〇	
〃	〃	窒素の値	三〇	四〇	
〃	〃	リンの値	四〇	五〇	
〃	〃	汚水等の一日当たりの量 (m ³)	三	八	一〇
〃	〃	汚水等の一日当たりの量 (m ³)	五	一〇	

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

排水口	排水の汚染状態の値		浮遊物質量 (mg/l)	動植物油脂類 (mg/l)	窒素の値	リンの値	排水の一日当たりの量 (m ³)
	通常	最大					
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

No. 1	排水口	七	五・八 八・六	二三	二九	四五	五〇	五	二二	二八	二・三	三・七	七九・五	一〇一
-------	-----	---	------------	----	----	----	----	---	----	----	-----	-----	------	-----

山口県告示第二百九十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和五年十月二十日

名	療	所	機	在	地	関	廃止年月日
久野齒科医院	療	宇部市南小羽山町二丁目二〇番三	機	在	地	山口県知事	令和五、八、一七
ワダファミリー薬局	療	長門市東深川八三六の三	機	在	地	山口県知事	令和五、五、三一

山口県告示第二百九十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和五年十月二十日

名	療	所	機	在	地	関	指定年月日
ひさの歯科医院	療	宇部市南小羽山町二丁目一九番二	機	在	地	山口県知事	令和五、八、一七
マリン薬局	療	西本町二丁目一三番二五号	機	在	地	山口県知事	令和五、九、一
ワダファミリー薬局	療	長門市東深川八三六の三	機	在	地	山口県知事	令和五、六、一

名	療	所	機	在	地	関	指定年月日
サテイスファイ	療	山口市大内矢田	機	在	地	山口県知事	令和五、九、一二
合同会社	療	南三丁目七番三	機	在	地	山口県知事	令和五、九、一二

山口県告示第二百九十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定により、医療扶助のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和五年十月二十日

氏名	施	所	術	在	地	関	指定年月日
株式会社LIP	施	周南市久米中央	術	在	地	山口県知事	令和五、八、一
ERD	施	四丁目五番三一	術	在	地	山口県知事	令和五、八、一
株式会社LIP	施	訪問看護リハビリ	術	在	地	山口県知事	令和五、八、一
ERD	施	四丁目五番三一	術	在	地	山口県知事	令和五、八、一
株式会社LIP	施	訪問看護リハビリ	術	在	地	山口県知事	令和五、八、一
ERD	施	四丁目五番三一	術	在	地	山口県知事	令和五、八、一

山口県告示第二百九十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五十二条の規定により、次のとおり報告を求める。

家畜伝染病予防法第五十二条の規定による報告に関する告示（令和五年山口県告示第百七十九号）は、廃止する。

令和五年十月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 実施の目的
高病原性鳥インフルエンザの蔓延を防止するため
- 二 報告すべき者
報告の対象となる期間のいずれかの日において、飼養している鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥（以下「鶏等」という。）の羽数の合計が百羽以上又は飼養しているだちようの羽数が十羽以上である農場の所有者
- 三 報告すべき事項
二に掲げる農場において、毎週月曜日から日曜日までの間（初回の報告にあつて

は、令和五年十月二日から同月二十二日までの間）に飼養し、及び死亡した鶏等の羽数その他鶏等の羽数の増減に関する事項

四 報告書の提出期限
報告の対象となる期間の初日の属する週の翌週の月曜日正午（初回の報告にあつては、令和五年十月二十三日正午）

五 報告書の提出先

二に掲げる農場の所在地を所管する家畜保健衛生所

六 その他

高病原性鳥インフルエンザが発生した可能性があるときは、直ちにその旨を報告すること。

山口県告示第二百九十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和五年十月二十日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和五年十月二十日

山口県知事 村岡 嗣政

道路の種類 県道
路線名 光玖珂線
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
光市大字小周防字東竹ノ下一六五九の三地先から 同市同大字字川端一六三六の三地先まで	最狭 一一〇・三 最広 二二・七	最狭 一八・七 最広 二・九		二七四・三	
				二六八・〇	

山口県告示第二百九十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

令和五年十月二十日

山口県知事 村岡 嗣政

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日
下松市大字東豊井字百田四二六の一四及び四二六の一六	四・〇 六・〇	二五・二	令和五、一〇、二
下松市大字東豊井字百田四二六の一五	六・〇	二三・二	〃



(一九七) 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

令和五年十月二十日

山口県知事 村岡 嗣政

一 国土調査を行った者の名称等

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
下松市	令和二年五月二十六日から 令和五年二月六日まで	下松市地籍図 下松市地籍簿	大字河内及び大字山田の各一部

二 認証年月日

令和五年十月二十日

(一九八) 山口都市計画道路の変更の案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、山口都市計画道路を変更したので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該変更に係る山口都市計画道路の案を次のとおり縦覧に供します。

令和五年十月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 都市計画の種類及び名称
山口都市計画道路三・二・二国道二号鑄銭司陶線
- 二 都市計画を変更する土地の区域
山口市鑄銭司
- 三 変更の内容
区域の変更
- 四 都市計画の案の縦覧期間
令和五年十月二十日から二週間
- 五 都市計画の案の縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課及び山口市都市整備部都市計画課

(一九九) 防府都市計画道路の変更の案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、防府都市計画道路を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該変更に係る防府都市計画道路の案を次のとおり縦覧に供します。

令和五年十月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 都市計画の種類及び名称
防府都市計画道路三・三・五富海大道線
- 二 都市計画を変更する土地の区域
防府市大字大崎及び大字台道
- 三 変更の内容
区域の変更
- 四 都市計画の案の縦覧期間
令和五年十月二十日から二週間
- 五 都市計画の案の縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課及び防府市土木都市建設部都市計画課
- 一 都市計画の種類及び名称

防府都市計画道路三・四・四十一大崎線

二 都市計画を変更する土地の区域
防府市大字大崎及び大字佐野

三 変更の内容
路線の追加

四 都市計画の案の縦覧期間
令和五年十月二十日から二週間

五 都市計画の案の縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課及び防府市土木都市建設部都市計画課



公 告

契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

令和五年十月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
山口県警察本部警務部会計課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る物品等の名称及び数量
運転免許申請受付システム 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
令和五年八月十日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
富士フイルムイメージングシステムズ株式会社 東京都品川区西五反田三丁目六番三〇号
- 六 落札金額
九千五百七十万円
- 七 入札公告日
令和五年六月二十七日

令和五年十月二十日発行

発行所

山口県知事庁

- 八 その他
 - (一) 契約担当者
山口県知事
村岡 嗣政
 - (二) 調達方法
借入れ
 - (三) 落札方法
最低価格